

令和2年

第26回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年4月27日（月）

伊勢原市農業委員会

## 第26回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年4月27日(月) 午前9時15分～

2 開催場所 伊勢原市役所3階全員協議会室

3 委員在任定数 10名  
1 大木 克美                      6 廣木 孝幸  
2 越地 進                         7 木村 勇  
3 杉本 和彦                     8 萩原 隆雄  
4 横山 正博                     9 鈴木 雅之  
5 岸田 文雄                     10 黒田 義夫

4 出席委員数 9名

5 欠席委員数 1名

6 署名委員 横山 正博  
岸田 文雄

7 議長 黒田 義夫

8 事務局等職員出席者

小瀬村 正宣(事務局長)  
青木 優  
松本 拓也  
足立 勝巳(新産業拠点整備課)  
権田 竜也(新産業拠点整備課)

9 傍聴者 0名

10 審議内容 (開会 午前9時15分)

[事務局長] 時間になりましたので、第26回伊勢原市農業委員会総会を始めます。開会に先立ちまして、本日、傍聴を希望される方は、いらっしゃいませんでした。在任定数10名、欠席委員は、1番・大木委員の1名です。出席委員は9名で定足数に達しておりますので、第26回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、お願いいたします。

[議長] それでは、ただ今から、第26回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、4番・横山 正博 委員と5番・岸田 文雄 委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告6件、議案5件の計11件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

- [事務局] 報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について。報告第1号は、市街化区域内の農地を土地所有者が農地以外のものにする届出です。  
今回は、4件、7筆、面積1,530㎡の届出がございました。内訳として、比々多地区で2件、5筆、543㎡、成瀬地区で、2件、2筆、987㎡になります。駐車場が2件、個人住宅が1件、集合住宅が1件になります。以上です。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。内容につきましては、市街化区域内の農地の転用届出が4件あったという内容になっております。何か御質問がございましたら、お願いいたします。
- 【 質問なし 】
- [議長] 特に、よろしいですか。
- [議長] 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。
- [事務局] 報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。報告第2号は、市街化区域内の農地を土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出です。  
今回は、2件、2筆、面積275㎡の届出がございました。内訳として、伊勢原地区で1件、1筆、150㎡、成瀬地区で1件、1筆、125㎡になります。転用目的は個人住宅となります。以上です。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。内容につきましては、市街化区域内の農地の所有権移転を伴う転用の届出が2件あったということでございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。
- 【 質問なし 】
- [議長] よろしいですか。
- [議長] 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。
- [事務局] 報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。今回は、伊勢原地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。  
はじめに報告第3号の1、申請人は市内板戸にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年3月26日。対象農地の明細は、5ページです。板戸字浄泉寺に4筆、合計面積は1,813.02㎡です。3月31日に事務局で現地調査を行い、対象農地が良好に管理されていることを確認し、4月1日付けで専決処分で証明書を発行しました。  
次に報告第3号の2、申請人は市内沼目1丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年3月30日。対象農地の明細は、6ページから7ページです。沼目字澤尻に1筆、沼目1丁目に3筆、沼目7丁目に1筆、合計5筆面積は3,257㎡です。

4月2日に事務局で現地調査を行い、対象農地が良好に管理されていることを確認し、4月2日付けで専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続税の納税猶予を受けている方から、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が2件出され、専決処分処理をしたという内容でございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。

[議 長] 無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、農地造成工事届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第4号、農地造成工事届出書について。報告第4号は、農地造成工事の届出です。今回、比々多地区で2件、高部屋地区で1件の届出がありました。

はじめに報告第4号の1、図面番号は1番です。あわせて、公図及び計画平面図等をご覧ください。届出場所は、串橋字砂田の農地1筆、造成面積は643㎡で、盛土量は480㎡です。届出人は市内三ノ宮にお住まいの方で、施工者も届出人の方です。施工内容は、水路から50cm後退し、最大盛土高は90cmで、周囲は29度の法面で施工します。使用する土は、厚木市内の建設工事現場より発生した耕作に適した土を使用します。届出日は令和2年3月16日、工期は令和2年4月30日から令和2年6月30日までです。盛土した後は里芋を作付けする予定です。

次に報告第4号の2、図面番号は2番です。あわせて、公図及び計画平面図等をご覧ください。届出場所は、串橋字下河内農地1筆、造成面積は935㎡で、盛土量は455㎡です。届出人は市内三ノ宮にお住まいの方で、施工者も届出人の方です。施工内容は、水路から50cm離し、最大盛土高は50cmで周囲は29度の法面で施工します。使用する土は、伊勢原市内の建設工事現場により発生した土を使用します。盛土した後は、里芋を作付けする予定です。届出日は令和2年4月2日、工期は令和2年4月30日から令和2年5月30日までです。

次に報告第4号の3、図面番号は3番です。あわせて、公図及び計画平面図等をご覧ください。届出場所は、上粕屋字和田内の畑の一部外2筆、造成面積は651㎡で、盛土量は520㎡です。届出人は市内上粕屋にお住まいの方で、施工者は秦野市内の建設会社です。施工内容は、造成区域境から50cm以上離し、最大盛土高は1m未満で周囲は29度の法面で施工します。使用する土は、市内池端地内の建設工事現場から発生した赤土を盛土します。盛土した後は、葉物野菜を作付けする予定です。届出日は令和2年3月16日、工期は令和2年3月25日から令和2年6月15日までです。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、簡易な農地造成工事の届出が3件あったということでございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

[A 委員] 軽易というお話だったのですけれども、資料関係については慎重に審議をいただいて資料提出をお願いしていたところで、先月、農地造成の中で記載関係の正確さをお願いしたところでした。今回の3件についても資料をいただいたわけですが、一部の方はご存じかと思うのですが、伊勢原市農地造成に係る指導要領が平成21年に作成されていて、何回も読み直しをしたのですが、その内容からしますと残念ながら今回の3件について、指導要領に基づいた適正な記載がされていなかった。特に、4号の1について平面図等は

添付されているのですが、その中に数値関係が記載されていない。それが無いと、どのような造成をするのか読み取れない、情報が無いから。4号の2も同様です。4号の3と照らし合わせていただくと、地盤高さが記載されていて、それが縦断面図からの断面図に反映されている。要するに、現況の高さが判らない。こういう農地の高さがある、これに対して盛土をして、平坦性を持たせた農地の利用を図る。このために、農地造成はされるわけです。そのためには、現況の数値が記載されていないということは、どういう地形のものを、どのように盛土するのが読み取れない。こういう状況が続いているのですが、先月の総会でも話しましたが、今後、こうしたことが無いように記載内容を把握していただきたいとお願いしました。それと、4号の3についてですが、どういう経緯があったのか判りませんが、着工は総会後にしていただきたいと、すべきだとお話をしたのですが、にもかかわらず、3月16日に受理されて既に3月25日に着工してしまっていると。うなりますと、指導要領を見ますと、「農業委員会は、近隣農地及び道路、水路等の公共施設への影響について、工事計画及び施工に関して必要な指導又は助言を行うものとする」とありますし、着工されてしまっているものを後になって事後報告されても手続き上からすると、おかしいのではないのでしょうか。そういう気がしてならないのです。私も、何回も指導要領を読み直しをしました。先ほど言いましたとおり、断面についても境界関係を確認した上で水路管理者等と十分協議した上で適正な周辺への影響が無いように指導するとか。そういうものを、全て確認した上でのものなのです。図面の中に、そうしたものが何ら記載がされていない、それと同時に4号の3については前回約束されたことが翌月には守られていない。皆さんで確認しようとしていることが、翌月には無視されてしまっている。こういう時期ですから、発言は慎むつもりでいましたが、その辺の見解をお聞かせいただきたいのですが。

[事務局] 図面の関係につきましては、今後指導をしていきたいと思えます。施工につきましては、別途、皆様方と御相談をさせていただきたいと思えます。総会を経て着工という御意見もございます、状況もそれぞれございます。例えば、届出人の方が地区農業委員さんに事前に説明・確認をいただく際に、現場の確認も合わせてお願いするような形で、今後は対応させていただければ思っております。届出事案なので、事案の精査もございます、総会を過ぎないと受理証を出せないと言うことも難しいことございます。今後、農政部会にもお諮りさせていただきたいと思えます。

[議長] A委員さん、よろしいですか。

[A委員] 農地造成指導要領ですが、平成21年4月から改正・施行されまして、素晴らしい要領ができています。参考で近隣市等のものも参考にいただきました。それにはですね、今、言いましたようなことは事前にチェックをすれば、図面関係の不備というものは明らかになってくるわけです。それも、初めて、今日、言ったわけでは無く、何回もお話をしているわけです。必要な事項が記載の中に無いと、事前のチェックもできないはずですよ。しかも、3月16日に持ってこられたと、事前に書類も見ていられるわけですよ。関係部署と協議をされたわけですよ。それで、9日間の中に十分な協議がされたのですか、ということですよ。報告事項の3番目ですが、何をやろうとしているのか、この図面では判らない。盛土して仮置きだとありますが、断面図を見てください。台形の上に土を盛って、耕作面積を少なくしてしまっていて、何をやろうとしているのでしょうか。仮置きなんてする必要はないんですよ。暫く土を盛っておいて、自然沈下を待つということはありません。ところが、農地に仮置きするなんてことは、何の土量だか判りませんよ。こういう図面からして、内容が把握できないような図面を出して、良いか悪いか、要領に逸脱してしまっているような、確認がされていないということは、好ましくない状況だから言っているのです。伊勢原市の農業委員会は、これで通ってしまうんだということを、事務局は業者なりに指導する立場なのだから、そういうものを見逃してはいけませんよ。

[議 長] 事務局、何かありますか。

[事務局] 図面の精査につきましては、関係機関と話をし、事務要領に則って作業を進めていきたいと思っております。御迷惑をおかけして、申し訳ございません。

[議 長] 実は、この案件ですが、私が担当する地区でございまして、簡易な農地造成ということで、伊勢原市農地造成指導要領に基づいて処理がされているという形になってございます。手続き的にはですね、確か3月13日に申請者から私の方に連絡をいただいて、内容説明と現場を確認して欲しいという話がありました。16日に内容説明と現場確認をいたしました。もちろん、その時には農地のままでした。周りの農地についてはですね、全て申請者の所有地でございまして、一部、公道で接している部分もあるのですが、幅を持たせて埋め立てをするという計画でございまして、近隣農地への影響、公共施設への影響は、ほとんど無いということで判断をいたしまして、盛土そのものは、申請人の友達の家でアパートを建て替えをしたいということで、敷地面積を少し増やしたいということで話が持ち上がりまして、一時的に残土の置場がないので相談を受けて貸されるそうです。仮置き場というお話でしたが、残土が余ってしまうということで、それを今回の場所に盛土をして欲しい、そういうことで行われるものでございます。従って、24日にもう一人の地区農業委員さんと現場を確認してございます。既に残土が搬入されておりまして、そこには盛土をされていて、まだ整地がされておられません状態でございます。この整地の関係でございまして、埋め戻し残土が必要だということで、それが終わった時点で整地をしていくという話でございまして、完成の時には、確認検査をして完了報告書にサインをしたいと思っております。経過としては、そういった状況でございまして、A委員さんが御指摘のとおり技術的な盛土の関係については、よく事務局の方で精査していただくようお願いいたします。

[議 長] 他に、何かございますか。

[A委員] 関連で、その中に事前に提出する書類が7項目ほど添付が義務付けられておりますけども、その中に隣接地権者の同意書並びに地区担当農業委員確認書というものがございまして、そういうものも事前にやるのであれば、ある程度の計画をもって農業委員に説明があると思うんですね。ただ、やるよではなくて、こういう計画で、やるんですよと。だから、承知しておいてくださいとなるはずなんです。そうすると、その前に関係部署と調整・確認をして、構造基準なりをチェックされたものが地区担当農業委員に説明があるわけですよ。そのときに、押印もされるのでしょうか。そういうものが、有ったり無かったり。もう少し簡単に言うと、緊張感を持って信頼性のある書類を出して欲しいと再三言っているんですよ。是非、お願いします。先ほど、会長にもお話をさせていただきましたが、この現場ですが、連絡もあって見に行ったのですが、盛土もされていて1mと書いてありますが3mくらい積み上げてしまっているわけですよ。それが乾いて埃が酷いという話が、隣接の民家から連絡が来ているわけですよ。周囲への影響があるので、指導をしていただきたいということです。以上です。

[議 長] 事務局、埃の問題については、早速シートを被せる等の対応を取るよう指導をしてください。

[事務局] 判りました。

[議 長] 他に、何かございますか。

[議 長] よろしいですか。

[議 長] 無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第5号、農地法第5条第1項ただし書該当の届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第5号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出について。公共事業工事に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用は不要です。今回、大田地区で1件の届出がありました。

図面は1枚で表示できないため、図面番号は4番と5番に別々になります。あわせて、公図及び計画図面をご覧ください。本件は、伊勢原市農林整備担当課長からの届出で、場所は図面番号4番の小稲葉字巽3327番1の一部、面積837㎡のうち380㎡と、図面番号5番の同字下河内3482番1の一部、面積707㎡のうち663㎡の2筆、合計面積1,043㎡を農地耕作条件改善事業整備工事に伴う進入路及び資機材置場等として使用するため昨年11月に一時転用の届出が出ていましたが、工事に遅れが生じたため工事期間延伸による届出です。工事の完了時期は、令和2年7月31日です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市の農地耕作条件改善事業整備工事に遅れが生じたため、工事期間延伸の届出があったということでございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特に無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第6号、農地法第18条第6項の規程による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第6号、農地法第18条第6項の規定による届出について。報告第6号は農地法第3条の許可を受けた農地や、利用権設定期間中の農地を貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条による合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。

今回は、比々多地区で1件の届出がございました。内容は借り主が怪我をし、耕作が難しくなったため貸し人へ返却するものになります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、農地の賃貸借の関係で解約の申出が1件提出されたという内容になってございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、議案に入ります。

[議 長] 議案第1号、仮称伊勢原大山インター土地区画整理組合設立に対する意見についてを議題といたします。

また、本件の補足説明員として、新産業拠点整備課職員の入場を許可いたします。

【 担当課職員 入場 】

[議 長] それでは、説明をお願いします。

[事務局] 議案第1号 仮称伊勢原大山北インター土地区画整理組合設立に対する意見について。現在、伊勢原北インター上粕屋地区土地区画整理組合設立準備委員会では、組合設立許可申請の準備を進めており、県に申請後、早ければ9月中の認可を目指しています。

土地区画整理事業と農地等の関係の調整として土地区画整理法第136条では、当該事業計画又は事業計画の変更について審査する場合、県知事は、農業委員会や土地改良区に意見を聴かなければなりません。また、事業区域が30aを超える場合、農業委員会は県知事へ意見を述べる前に、農業会議の意見を聴かなければなりません。今回、同条に基づき組合設立に伴う施行区域内の農地転用など農地の取扱いについて、設立準備委員会会長より照会がありましたので上程させていただきました。事業内容につきましては、議案書とは別に事前に配布しておりますカラー刷りの土地利用計画図（案）を参照いただき、この後、事業主管課である新産業拠点整備課より説明がありますので御意見ををお願いします。なお、本件が承認された場合は、5月の常設審議委員会に諮り、審議結果を意見書として設立準備委員会に回答します。

[新産業拠点整備課] 皆さん、こんにちは。私、伊勢原北インター上粕屋地区土地区画整理組合設立準備委員会事務局の都市部新産業拠点整備課で課長の足立でございます。同じく、担当の権田主事も同席させていただいております。着座にて、説明させていただきます。伊勢原大山インターチェンジ周辺の土地区画整理事業について御説明いたします。

本事業については、昨年12月25日に開催された総会における農業振興地域整備計画変更に係る議案の中で、御説明させていただきました。今回の議案は、土地区画整理事業の実施に向けた手続きとして改めて農業委員会に照会を行うものであります。現在、地権者組織であります組合設立準備委員会では、組合設立認可申請に向けた手続きを進めております。その手続きの一環として、土地区画整理法第136条を準用し、計画の内容について農業委員会に意見を聴くものであります。今回お伺いするのは、区域内の農地を産業用地に転換することに対してであります。それでは、前回の説明と一部重なる箇所がありますが、事業内容についてお配りしております位置図と土地利用計画図を基に御説明いたします。

はじめに、位置図をご覧ください。事業を行う予定の区域は、伊勢原駅から北西約3kmに位置し、総面積としては赤枠で囲いました約23haとなっております。続いて、土地利用計画図（案）をご覧ください。本地区は、地区北側に今年の3月に開設された新東名高速道路の伊勢原大山インターチェンジが近接し、地区中央には、県道603号や国道246号バイパスなどが縦断するなど、広域幹線道路の整備により交通利便性が高まる地区であります。こうした地域環境の変化をとらえ、組合施行の土地区画整理事業により産業系市街地整備を進めていくものであります。土地利用については、産業用地を青色で示しており、既存に立地している産業能率大学を黄緑色で、居住されている住宅地の配置先を黄色で示しております。現況、区域内に占める農地の面積は約12haであり、事業により産業用地に転換いたします。また、オレンジ色で示した区画道路については、幅員10mを基本として整備するほか、濃い緑色で示した公園を東西に1か所ずつ、濃い青色で示した調整池についても東西に1か所ずつ整備していきます。事業施行期間は、今年の秋ごろを予定している組合設立認可から7年間、令和9年度までを予定しております。なお、現在は、事業区域内の関係地権者から組合設立についての書面での同意をいただくための同意書収集に入っております。以上が、計画の概要であります。説明は以上となります。

[議 長] 事務局並びに新産業拠点整備課からの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第1号について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。



[B 委員] 今、説明を受けて、この議案の中で「意見を求める」ということを言われておりますが、土地区画整理事業と農地との調整として、第136条、「都道府県知事は事業計画若しくは事業計画の変更について審査する場合又は事業計画を定め、若しくは変更しようとする場合において、当該土地区画整理事業が、農地の廃止を伴うものであるとき、又は用排水施設その他農地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を廃止し、変更し、その他これらの施設の管理若しくはこれらの施設の新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該事業計画又はその変更について、当該農地を管轄する市町村農業委員会（市町村農業委員会を置かれていない市町村においては、市町村長。）及び当該施設を管理する土地改良区の意見を聴かなければならない。ただし、政令で定める軽微なものについては、この限りでない。」という条文があるのですが、これについてですね、「この意見を求める」ということは、この施設がどういうものであるか報告をされないと、そのことに対して、これをちゃんと保全するという約束をもらわないと、この意見に対して、これは良いですよとか悪いですよとかの話ができないんですよ。と言いますのは、水路とかが、この図面には記されていないんですよ。農業施設、水路とかがある場合もありますし、他の農業関係の用排水路なんかも。そういうものをどうするのか、改良するのは良いのですが、そういうものが無ければ農業委員会としては、農道をどうするのかとか、用水が有るのか無いのかも判らないんですよ。それを教えてください。その上で、こういうことに対して意見を述べますって、これは無ければいけないのか、こういうふうに保全してくださいとか、ということをお願いいたします。

[新産業拠点整備課] 今の御質問についてですが、今、いただきました内容につきまして、昨年12月25日の農業振興整備計画の中で担当しております農業振興課からも説明がありましており、重ねて御説明させていただきます。今回、御用意した物しかございませんが、口頭での御説明をさせていただきます。主に今回の事業区域内につきまして、今、お話がありました土地改良事業等の計画は、実施はされておられません。また、農業用水路・排水路について、事前調査をしておりまして、本地区での農業用水路・排水路はございません。ただ、雨水排水路としての排水路はございます。農業用水に関する内容につきましては、今回の計画では受益者、水路の受益者はございませんので、そちらについては農業用の施設としての影響は無いと考えております。ただし、下水道の関係につきましては、当該土地利用によりまして市の公共下水道計画を持っておりまして、そちらで排水をすることと、雨水につきましては、いったん調整池に集水をしまして、そちらから一定の許容された量について下流河川に流していくような排水計画をもってしております。簡単ではございますが、説明をさせていただきます。

[議長] B委員さん、よろしいでしょうか。

[B 委員] この中で、用水路については畑なので無いのは理解しました。その他に、農業用施設、ということは管理とか何かあるという、先ほどもありましたが、農業を進めるうえで、これがないと困ると言う所が、いくつか有る。要するに、この計画が、いわゆる宅地になって、農地は保全を、まあ前提として無いんですけども、この計画自体。要するに、農地を、この計画は市街化になるということで話は聞いているのですけども、農地を活用する時に、この計画ではどこを農地にするとか、全然判らないんですよ。そうすると、さっき言った用水をどこに持ってくるのか、例えば、農業用施設にする時にハウスを、施設園芸をしたいとか、そうなった時に、この図面の中にどの辺を考慮しているのかとか、農業を続けたい人が中にはいると思うのですが、そういうことも含めて将来の計画を作って欲しいというのが私の希望というか、お聞きしたいことです。要するに、農業を続ける前提のものも欲しいんですよ。農業委員会としては、農業を主体に考えている訳だから、この意見を

求められたら、農業ができるようなことも考えといてね、というのが意見です。この計画自体に反対じゃないんです。要するに、そういうものを入れて用排水路とかをどうするんですかっていうことは法律に決まっている訳ですから、そういうことも含めて、この中に盛り込んでください。そして、それに対する意見、こういうふうにしますからどうですか、ということを書いて欲しいなと思っています。

[新産業拠点整備課] そちらにつきましてですね、今回の区域内の関係地権者等に、今までの中で言うとアンケートであったり、農業の継続に対しての御意向を伺ってまいりました。その中でですね、一部、代替地を希望する方はございますが、この区域の中で農業を継続するという御意見は伺っていないところでありまして。代替地につきましての斡旋等につきましては、我々事務局も含めてですね、農地の斡旋等には進めていきたいと思っております。今回の区域内につきましては、市街化区域の編入をする中で、農地としての位置付けは取っていないところでありまして。

[B 委員] 私は地権者の一人だから、他の人が、そういう人ばかりということは、びっくりしました。

[議長] 今回の意見についてはですね、現状、農地であるこの地区をですね、土地区画整理によって、その形の中で農業用の施設に外部との関連から、支障のあるところについて、あるかどうかの主になってくるかと思えます。例えば、大きな水路が真ん中を流っていて、下流でもって、ここを都市化してしまっ、埋め立ててしまった場合は下流に影響が出てきますよって、例えば、そういう話ですよ。今、B委員さんが言っている将来的な関係については、これから区画整理組合が設立した中で、区画整理組合の方で農業をやりたいという人が多いのであれば、そういう施設の整備になってくるという形になるかと思えます。

[B 委員] 今の農地が無いという話なのですが、この図面を見てですね、大学の南の方の所にも農地が現在あるんですよ。そういう所の、そこも水路が付いているんですよ。だから、そういうことも、ちゃんと作っているんですね、ということを書いたかったんです。この交差点の下側の部分から0.4ha、1.6haと記載がある部分、ここは農地のはずなんです。そこの全部を廃止してということで、みんな了解をしているということですか。農地を使わないから、もういらないよと。

[新産業拠点整備課] 今、御指摘された区域についての農地の所有者につきましても、同様にこの事業について御説明している中で、農地として使用するところの御意見は伺っておりませんが、排水路につきましては、雨水排水の系統につきましては一部調整池を通らない水系もございまして、排水設備は据え置く計画になっておりまして、区域を外れた東側につきましては排水路がありますので、そちらに悪い影響が無いような水量調整をしながら計画しているところではあります。

[B 委員] 事務局に聞きたいのですが、今の私の意見とか市の回答は議事録に載ってホームページに載せる訳ですよ。

[事務局] はい、載せます。

[B 委員] 分かりました。それなら、言ったということが証明できるから結構です。

[事務局] 連休明けに、借りてられる方、農地をやってられる方で、個別に新産業拠点整備課の方から相談を受けてお会いすることになっております。農地を続けたい方ですよ、先ほど御説明もございましたけれども、今回の総会でお諮りさせていただきまして、来月の県の

常設審議委員会でお諮りさせていただいて、その二つの意見をもって、市のほうへ回答することになります。その際には、代替地を希望される方がいられるのであれば、先ほど新産業拠点整備課からの説明にもありましたが代替地の調整等、農業を継続できるよう願います。

[B 委員] 要するに、こういう会議があつて、こういう意見があつて、市も了解してますよということが担保ができれば、私はいいです。こういう意見があつたのに、やっていなかったというのが問題なんです。ちゃんと意見が出ているのに、そのことが万が一されなかったことで他に影響が出てしまった場合、ちゃんとやってないじゃないかと。農業委員は、総会で何をやっているんだと。ちゃんとチェックをしていますよということを、言いたい訳です。意見を求めることはいいのですが、その意見に対して回答も載せて欲しいというのが私の意見です。

[議長] 他に、何か。

[A 委員] 事務局の説明で、総会の後、県に上申するということでしたが、実は、私も議案書もらうと現場に見に行くんですけど、昨日も見えてきたんですけど、幹線道路もできあがっていて、造成事業も重機が入っていて、どんどんやっていますよね。

[事務局] 道路ですか。

[A 委員] 道路や、その周辺。

[事務局] もう、買収が終わっていると思うのですが。

[A 委員] これ、農地の関係で農林漁業調整が入ると思うんですけども、それについて、どういう経過があつて、どういうことについて意見を求めてくるのか、それが見えてこないんですよ。ただ説明を聞いていると、数値がこうですよと並んでいて、区域の中に農地が何haありますよ。それが、どういうふうに区画整理事業と農地の関連性があるから、こういうことについて意見を求めたいって言うてくれないと、ただ図面をもらって数値を示されても、コメントをしようが無いということをB委員さんはお話しされていると思うんですよ。あと、議案として（仮称）となっていますが、仮称じゃないんじゃないですか。正式なインターチェンジ名がついてますよね。

[事務局] 区画整理組合の名前を仮称として記しています。

[A 委員] 判りました。ただ、いずれにしても、農業委員会にどういう意見を求めたいつもりなんでしょうか。事業計画内容が変わったとか、レイアウトが変わったとか。ただ、一般論として意見を求められてもですね、コメントしようが無いんですよ。

[議長] 他に。

[C 委員] 前回の説明会の時に欠席していましたので確認なのですが、地権者の方の人数は、どれくらいなのでしょう。

[新産業拠点整備課] 現時点での地権者人数といたしましては、114名です。

[C 委員] 判りました。

[議長] 他に。

[D 委員] こういう大きな土地利用計画は、あらかじめ地権者114名、土地利用計画の事業の承諾と言いますか、そういうものは既にもらっているのですよね。

[新産業拠点整備課] 最終的な組合設立に向けた地権者の同意書につきまして収集している段階ではありますが、全体です、平成31年1月から4月くらいにかけて、この事業計画につきまして仮同意というものを書面で地権者の方に一旦はいただいています。その時点での同意書の収集割合としましては、人数ベースで約85パーセントの方が賛同していただいておりますので、それを踏まえて事業計画の申請に向けて、現在、その計画の精査をしまして、今回の申請に向けて手続きを進めている最中でございます。

[D 委員] 一般的に、80数パーセントももらっているということなんですけども、よく農地の整備事業なんていうのは94～95パーセントの同意が無いと事業として進められない、同じような条件なんです。

[新産業拠点整備課] 土地区画整理事業につきましては、土地区画整理法の中で人数・面積ともに割合として3分の2以上の同意が必要であると定められております。

[D 委員] 判りました。

[議長] 他に、よろしいですか。

[議長] それでは、議長の方から提案をさせていただこうと思います。この区画整理の整備の計画を進めていく中で、農業者が営農を希望する場合は農地利用に関する意向を十分尊重していただいて、農業委員会又は市の農政部局と十分連絡調整を取っていただくような、そういう附帯決議を付けたいと思うのですが、その辺につきましては、よろしいでしょうか。そんな形で、市長に回答したいと思いますが、よろしいですか。

[B 委員] 附帯決議は、この意見に対して県は認めますよ、意見ありませんよと。しかし、農業を続けたい人に対して農地の斡旋とか。

[議長] 説明の中で、農業者から農地を。

[B 委員] 誰がやるのですか。市がやるのですか。市が斡旋をするということですか。それとも、組合がするということですか。どっちですか。

[議長] 市と連絡調整をしながら、やっていくと。

[B 委員] それを、区画整理組合と市が一体になって、そういう斡旋をするということで、よろしいですか。

[議長] 斡旋を含めてですね。

[B 委員] 判りました。

[議長] では、そのような形で、本件については行きたいと思います。

[議長] 他に無いようであれば、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号については、「承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号については「承認する」といたします。

[議 長] ここで、担当課職員の退場を認めます。

【 担当課職員 退場 】

[事 務 局] 総会を開始しましてから1時間が経過しましたので、コロナウイルスの感染防止の観点から、換気のため5分間、休憩を挟ませていただきます。よろしくお願いします。

【 5分休憩後、再開 】

[事 務 局] 5分経ちましたので、再開させていただきたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

[議 長] 議事を再開いたします。

[議 長] 議案第2、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、伊勢原地区で1件、成瀬地区で1件の申請がありました。

はじめに議案第2号の1、図面番号は6番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は池端字上中沢の農地1筆、面積は188㎡です。譲渡人は市内下糟屋にお住まいの方で、譲受人は厚木市にお住まいの方で会社役員をしています。今年1月に利用権設定を受けて田・畑を借りていますが、経営規模拡大のため畑を有償移転するための申請です。譲受人世帯の農地は、伊勢原市内のみで経営農地面積は3,476㎡です。下限面積の特段の面積の30aに達しますので農地取得に支障はありません。4月14日に事務局2名と地区担当委員さん2名の合同で現地調査を行いました。経営農地は休耕状態でしたので、議案発送後に農業委員さんに再調査をお願いしました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項のうち、特に第1号の「全ての農地を効率的に利用して耕作等を行っていること。」の再調査を除いて支障となる各号該当事項はありませんでした。

次に議案第2号の2、図面番号は7番と8番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は図面番号7の東富岡字橋口の農地1筆、図面番号8番の同字立野の農地1筆、合計2筆、面積は604㎡です。譲渡人は市内東富岡にお住まいの方で、譲受人は厚木市に本社を置く農地所有適格法人です。今回経営規模拡大のため申請します。譲受人世帯の伊勢原市内での経営農地面積は3,212㎡なので、下限面積の特段の面積の30aに達しますので農地取得に支障はありません。令和2年4月15日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されておりました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第2号の1につきまして、「伊勢原地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 25日に地区役員担当者4名で確認しまして、実際1月に利用権設定をされて、田が3

筆、畑が2筆でした。何度も確認をいたしましたけども、耕耘管理されているという状況では無く、畑についても豆類とジャガイモが少し植わっている程度で、少し掻き回した程度で、耕耘管理されているというような状況では無かったので、現状では、もう少し、時期が時期なので様子を見て、継続にしたらどうなのかなというのが4名の意見となりました。以上です。

[議 長] 続きます、議案第2号の2につきまして、「東富岡地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 事務局から説明があったとおり、現地を確認しました。農地は良好に管理されておりましたので、状況については問題は無いかと思えます。ただ、現地ですね、地権者の方にもお話したのですが、今時、こういう売買関係が伴う場合、昔は公簿売買で良かったのですが、後々、問題を起こさないためのですね、民々界並びに官民界という境界関係については、最低、やった方が良くはないのでしょうか。お願いをしておきましたので、その辺も、御指導をお願いしたいと思います。図面等、見てもらえば判りますけども、用水路等にも面しております箇所でもございますので、台帳関係等あればですね、お互い事前に把握したうえでお願いしたいと思います。今後の問題が無いように、できましたら、お願いをいたします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第2号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

[B 委員] この議案で、譲渡人の中で、借受人の方もですけども、経営が7.6aで、貸しが61.1aとあるんですけども、この61.1というのは、どういうことでしょうか。経営規模の縮小は判るんですけども、この61.1というのは借りているのか貸しているのか、教えてください。

[事務局] これは、貸しています。

[B 委員] ということは、この人は68.7a持っているということですか。

[事務局] そういうことになります。

[B 委員] 6反以上持っていて、その内の一部を売っちゃうということですか。

[事務局] 貸しているのは61.1aありまして、自己所有地で経営農地面積が7.6aありまして、そのうちの188㎡を譲り渡すという形です。

[B 委員] 初めて、貸しが出てきたので、貸しているのか借りているのが判らなくて、それを確認しないと全体の経営規模とか。売買することに問題は無いんですけども、表の見方について質問しました

[議 長] 他に、何か。

[E 委員] 今、杉本委員が言われたことで、この買おうとしている人も、この人から借りているんですよ。譲受人の34.8aというのは、この譲渡人から借りているんです。

[B 委員] そうなんだ。

[E 委員] 現地について、地区担当委員さんから説明がありましたけども、貸し借りを1月にやっ

たのですが、ほとんど耕作していない。だから、今回の売買対象地も、荒廃地になっちゃっている。本来の畑地の所有権移転じゃないんです。今の段階ではね。

[議 長] 他に、御意見、ございますか。

[議 長] 御意見が無ければ、採決したいと思います、よろしいですか。

[A 委員] ちょっと待ってください。採決するのもいいんですけども、認めるかどうかには賛同するのも、問題があると。見てもいない私たちが判断するのも。問題があるんじゃないんですかって言っていて、問題があるのに挙手っていうわけにはいなくなっちゃうんです。なので、もう少し審議していただいたうえで、この申請が適正かどうかという話を、もう少し煮詰めていくと、いきなり採決とかの話だと、採決に参加していいものかどうか、うかつに行くわけにはいなくなっちゃうんですけども。

[事務局] もう少し様子を見てという感じですよ。

[A 委員] 本当にやる気があれば、始めなければ間に合わないですよ。

[事務局] 田んぼであれば、田起こしをしなければいけない時期でしょうし、畑であれば夏野菜の準備をしなければならぬ時期でしょうし。なので、もう少し様子を見るために次回に送った方がということですよ。そこまでに何もしていないようでしたら。

[議 長] 採決の仕方なんですけども、重大な指導が必要なものについては継続というような形の中で指導して、更に次の総会において提出をしていただくような形なんです。そうすると、新たに議案を提出しますので、継続じゃ無くなってしまうんですよ。だから、本来的には、一度、総会の場に議案として提出したものについては、賛成か反対かを決める訳で、反対であれば、その理由を付して本人に通知をする。そして、そこが直れば、更に提出してもらって、そういう方向でないと、ちょっと議事の進行の仕方としては難しくなってしまう、そんな感じがしています。特に、4条・5条の関係については、許認可権限が県なんです。県が許認可権限を持っていて、私どもには機関委任事務で市の方に、その一部が降りてきている。事務はこちらでやるんですけども、4条・5条は、あくまでも県が認可の判断をするうえでの意見を、許認可に相当するかどうかの意見を付すだけなんです。4条・5条が出た場合でも、その場で白黒つけちゃった方がいいのかと思います。そんな感じを、私は思っているんですけども。ですから、今回の場合であっても、そういう御意見があれば、否決という通知を出して、その辺を改めてもらって、必要であれば、また出していただくと。そういう形の方が、むしろすっきりするのかな、という感じがするんですけども。

[A 委員] 申請がありまして、地元の農業委員さんが現地に行っていられるわけですよ。そうすると、もし、農地として状況がまずいよ、耕作状況、耕耘管理がされてないよ、問題あるよということは、事前に指導なり何なりがあつて然るべきですよ。意見を付されるということになっちゃうと、そのままスルーしちゃっていて、農業委員に委ねるということになっちゃう。そうすると、この状況だと3条申請は認められませんよということがあつて、現地調査までに現地の耕耘管理や草刈りをするということは、あつて然るべきものです。その辺は、どうなんですか。資料だけ作って、総会に諮って、その前に農業委員会に現地を見てこいという話をしておいて、納得できない状況ですよ。申請人に対して、農業委員なり県の方が現地を見る前に、必要があれば状況について、あらかじめ指導をしておきますよ。それすらも、やっていないということになってしまいますよ。

[議 長] A委員が言われるように、まず申請があって、その内容を調べて、チェックして、指導していくのが事務局です。これが徹底されていけば、そんなに問題は起きない。それは、よくA委員が言っておられるとおりです。ただ、農業委員会そのものは合議体ですから、委員それぞれの賛成多数によって決まってくると。

[A 委員] 私が言っているのは、総会に出された議案については、法令に照らしたうえで審査がされて、承認される前提の議案ですよ。良いか悪いかを、こちらに押しつけるのでは無くてね。ある程度、事務局と農業委員は両輪ですから、国会みたいに論争する話は無いですよ。だから、出てきたものは99%は「異議なし」という話で進めなきゃいけないから言っているんですよ。ここで出てきて現地調査をしたうえで、農業委員が「これじゃあ、ちょっと問題があるんじゃないの」という話は、あってはならん状況じゃないんですかっていうことです。

[議 長] 確かにそうなんですけど。

[A 委員] そうしたら、申請人からしますと「こういう問題があるんだったら、なぜ事前に言ってくれないんだ」と、ここで否決された、もう一回やり直しですということになったら、申請人からすれば、とんでもない話ですよ。そういう問題が起きてしまうんじゃないんですかって、前から言っているんですよ。だから、これをこの場で良いか悪いかという話は、本来は合意するだけの話だと思いますよ。

[議 長] これまでどおり「継続審議」という形を続けますかね。

[E 委員] 事務局は何回見たか知りませんが、私たちは「これは難しいから、次回に送るように言ってください」と話をしているんですよ。それが、なぜ今回あがってきたのか理解できないんだけど。現場に行ったときに「完全に、これはダメだよ」って。それで、売買する土地も農地じゃないわけですよ。はっきり言ってね。そうすると、そんなところが農地売買なんか、普通はあり得ないんですよ。だから、これは所有者に、いや対象者に「無理ですよ」という話で、「あげない方がいいよ」って言っていたんですけど。それで、なぜ、あげられたのか、よく判りませんが。A委員が言われたように、事前にはちゃんとやっているんです。書類があがってきちゃっているんで、あがってきた以上は、また同じことなんですけど、「これは難しいよ」という話をせざるを得ない。

[議 長] その辺の経過を説明してください。

[事務局] ここですけど、説明にもありましたように、2月に利用権設定されている場所なんですけども、農業をされるということで、水稻と畑をされるということで2月に利用権設定をしています。田んぼの方は、この時期なので、この方は厚木にお住まいの方なので、農機具を運んでくるのがなかなかできないので、今回、田んぼの方は何もされていない。もともと、この農地は2年くらい前からやっていない荒廃農地って言ったら変なんですけども、田んぼとしてはやっていないところだったのです。そこを2月に利用権設定をされて、畑の方もやりたいということで利用権設定をされて、農業をやろうという意欲がある方で、農業委員会の方も設定を認めたということなんですけども。今回、畑の方は、先ほどD委員さんが言われたとおり耕していたということなんですけども、現地調査に行った後に、どうしても本人の方も是非農業をやりたいという意欲がありましたので、ベトナムの方なのですが、向こうでも農業をやっていたらそうで、日本でも是非農業をやりたいということで利用権を設定させていただいたものです。現地調査の後、農業委員さんに見ていただき、「田んぼの方と畑の方、耕耘の方をしてください」とお願いしておいたのですが、田んぼの方は農業委員さんが行く前に間に合わなか



ったみたいですが、畑の方は耕して作付けの準備を始められました。できれば、来月に、もう少し様子を見させていただいて、また上程をさせていただければと思っております。所有者には、必ず肥培管理を行うよう、指導していきたいと思っております。

譲受人・譲渡人の両者に来ていただき、農業委員さんに現地を見ていただきまして、「今の状況では、難しいです」と言う話をさせていただきましたが、「すぐに耕耘等を行うから、是非、もう一度現場を見ていただきたい」ということでしたので、「必ず、耕耘等、肥培管理を始めてください。もし、できていないようであれば総会では通りません」ということを指導・説明し、上程をさせていただきました。

[A 委員] 責任転嫁だよ。ダメなものを、なぜ出してくるのですか。事務局は、適正な法律関係の基づいて、一義的にはチェックしてやるべきなんですよ。そんな責任を私たちに押しつけてられても、審議できなくなるよ。今回、委員さんが発言しなかったら、これ通っちゃうんだよ。農地として管理されていない、農地として認められないようなものを、ダメになるような議案を出さないでくださいよ。

[議長] 本件、経過がいろいろと問題点が多いようでありますので、その辺はよく整理をしていただいて、従って本件については「継続審議」ということで行きたいと思っております。

[議長] 「継続審議」で賛成の方、挙手をお願いします。

[議長] 挙手全員。よって、本件については、「継続審議」といたします。

[議長] 次に移ります。

[議長] 議案第2号の2について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 特に、ございませんですか。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 次に移ります。

[議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、成瀬地区で1件、高部屋地区で1件の申請がありました。

はじめに議案第3号の1、図面番号は9番です。あわせて、公図・土地利用計画図平面図をご覧ください。申請地は、見附島字木ノ元の1筆、面積819㎡のうち351.94㎡を新東名高速道路伊勢原東地区調整池整備工事に伴う工事事務所と工事関係車両の駐車場

等として使用するため一時転用申請するものです。本件は、昨年4月の総会で承認を得ましたが、工事の遅れによる工期延伸のため、転用期間を延長するものです。延長期間は、令和2年12月31日までです。申請人は横浜市中区に本社を置く建設業を営む法人で、譲渡人は市内石田にお住まいの方です。申請理由は、調整池は新東名高速道路高架橋の下に施工するため、施工箇所以外でも工事用道路やクレーン車設置場所になり、工事事務所や資機材、工事関係車両を駐車するスペースがなく、工事区域外に用地を確保する必要になりました。申請地は、工事区域に隣接し、市道にも面しており施工管理上最適な場所といえます。南側は工業団地で周囲には既に駐車場など利用できる土地がなく、地権者にも協力が得られたので申請地としました。申請地の立地基準は、市街化区域と連続した農地として「第3種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地内は土木シートを敷きその上に鉄板を敷きます。雨水は敷地周囲に素掘りの側溝を設置し排水します。また、進入口箇所の素掘り側溝の上は鉄板を敷き養生します。工事事務所はユニット式で基礎はありません。駐車スペースは4台分を確保します。仮設トイレは汲み取り式のため放流等はいりません。なお、工事が完了次第敷き鉄板、工事事務所等を撤去し、農地を耕作が出来る状態に復元し貸貸人に返却します。計画としては周辺農地への影響もなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、都市計画法及び伊勢原市まちづくり推進条例には該当せず、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に議案第3号の2、図面番号は10番です。あわて、公図・土地利用計画図をご覧ください。申請地は、西富岡字下ノ田16番1、面積2,176㎡のうち714.70㎡と、16番3、面積296㎡のうち224.13㎡、合計面積938.83㎡を第二東名高速道路建設工事における伊勢原ジャンクション調整池工事に伴う、現場工事事務所用地として使用するため、一時転用するものです。本件も第3号の1と同様に、昨年2月の第12回総会で承認を得ましたが、工事の遅れによる工期延伸のため転用期間を延長するものです。延長期間は、令和3年5月31日までです。貸貸人は市内西富岡にお住まいの方です。借受人は、札幌に本社置き建設業を営む会社です。申請地を選定した理由としては、整備を行う調整池は、交差する県道伊勢原津久井線から伊勢原ジャンクション間の建設中の高速道路高架橋の下に作られ、工事現場周囲には利用できる宅地、雑種地はなく、工事現場までの距離も100m程で県道伊勢原津久井線にも面しており、他に条件に合った場所はなく、地権者の協力も得られたので申請地としました。申請地の立地基準は、河川、第二東名、宅地等により分断され、農地の広がりには10ha未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地内は全面砂利敷とし法面を含め転圧処理をします。現場事務所、休憩所はユニット式で、基礎はありません。雨水は自然浸透処理とし、汚水については既設のU字溝に接続し、隣接河川に放流します。また、仮設トイレについては汲み取り式のため、放流等はいりません。なお、工事が完了後、速やかに砂利、仮設事務所等を撤去し、農地を耕作ができる状態に復元し貸貸人に返却します。計画としては周辺農地への影響もなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、都市計画法及び伊勢原市まちづくり推進条例は該当せず、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第3号の1につきまして、「見附島地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] この場所は、昨年度まで一時転用で貸した土地であります。今年も工事の遅れで、延長ということで一時転用が出ております。先ほどの事務局の説明どおり、周りは工業団地と新東名ですので、全然問題は有りません。よろしくお願いいたします。

[議長] 続きまして、議案第3号の2につきまして、「西富岡地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 4月24日の午後に、他の委員さんと一緒に現地を確認しました。先ほどあったように、事務局の説明のとおり、期間の延長なので、建物とか何かも図面どおりになっておりますし、付近の農地への影響も有りませんので、よろしいかと思えます。以上です。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第3号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第3号の2について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」を要することとされております。先月同様、皆さまに決定いただきたい農用地利用集積計画に係る申出は、ここで新たに利用権設定を希望されるもの、いわゆる「新規」と、既に利用権が設定されているものの、4月30日でもってその期間の終期を迎えるために、再度利用権の設定を行う、いわゆる「更新」の手続をするものとの2種類がありますので、分けて報告いたします。

まず、議案書の14から17頁、番号で申し上げますと11番までが新規分の受付です。そして次の18から24頁、番号で申し上げますと12番から29番までが更新分として受付をしたものです。それぞれ総会で可決いただきますと、今回の農用地利用集積計画における利用権の始期である5月1日までに、市長より公告される予定です。

それでは、内容に入ります。農地の賃貸借等につきましては、いわゆる法定更新のない、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進事業によるものが、大宗を占める状況となっています。本事業は、農業経営基盤を強化するためのものであることから、農地法第3条の「下限面積」要件はございません。10a以上を営農する経営農家や、新規就農認定を受けた方、また、解除条件付き利用権で農業を行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。なお、今回更新の対象となる農地の所有者は、継続して現在の耕作者に貸すのか、利用権の満了後、自ら耕作を開始するのか選択をすることになります。継続の場合は、農地の所有者が所有者管理権限に基づいて、更新の書類を整えて農業委員会へ申出書を提出することになります。

まず新規分ですが、申出は11件、24筆、14,428.16㎡ありました。この内訳は、賃借権によるものが7件、17筆、面積11,144.16㎡、使用貸借権によるものが4件、7筆、面積3,284㎡です。

続いて更新分ですが、申出は18件、41筆、25,182㎡ありました。この内訳は、賃借権によるものが14件、31筆、面積19,579㎡、使用貸借権によるものが4件、10筆、面積5,603㎡です。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。なお、本案件には農業委員会等に関する法律第31条に関する案件が含まれているため、順次、裁決を行うことといたします。

[議長] 議案第4号の1から14について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

[E委員] 利用集積の全般なんですけども、先ほどの件も有るんですけども、契約をした後の管理とか、そういうものについては、どのような扱いをされているのか。教えてください。

[事務局] 新しい方が借りられた後の現地調査ということでしょうか。農地の状況確認ということでしょうか。

[E委員] 先ほどの件も、契約をしているのに、何もやっていないという場合の指導は、どのようにするのか。そうすれば、問題が、先ほどみたいな問題が起きないと思うんですけども。これから全部、この案件について、この他にも有るんですけども、それは発見したときにやるのか、常時やるのか、ということをお教えてください。

[事務局] 農地法の中で、年に1回、皆さんに行っていただいておりますが「利用状況調査」の方を行います。そちらで、遊休農地と認められるもので有れば、法に基づいた遊休農地措置がされるといった形になります。なので、この方もですね、集積計画が認められたからといって即座に現地確認等をするという決まりはございません。

[議長] よろしいですか。

[D委員] 年に1回巡回調査をやっているのですが、この前の研修みたいに、厚木市は所有者以外に使用貸借したら、誰が今、耕作をしているのか、そういう情報がちゃんとマップの中に出てくるような感じだったんですけど、伊勢原市の農地マップに、そういうものは反映されているのですか。

[事務局] 「農地ナビ」について、伊勢原市では、そこまでの項目は、まだ載せていないのです。厚木市さんでは、先日、御説明をいただきました方が、国からも委嘱をされているような方で、全国的な「農地ナビ」の関係に携わっていらっしゃる方なので、この先、伊勢原市の方も、遅れてはいるのですが、今は、農地台帳も平行稼働をしている状態です。本日の議案書の元になっている農地台帳が一つと、全国のものと同様に平行稼働している状態です。早い時期に、国のシステムに移行していきたいと考えております。また、昨年度から、農業振興課の方で導入されたGIS、地図情報システムですが、それにそこまで反映できるかどうか確認はできていないです。地図と所有者を関連づけることはできますが、貸借関係については関連づけられていないと思います。

[D委員] 基本的には、利用権を設定したら耕作者の方に改善指示が行かなければと思うのです。なるべく、見られるように作っていただきたいということです。よろしくをお願いします。

[議長] 他に、何か。

[A委員] 前から気になっていたんだけどね、この集積計画の承認についてって議案になっているんだけど、議案にする必要が有るんですか。報告程度で良いんじゃないですか。要するに内容的にですね。もう一つ、こういう集積計画のような新しい制度の中で、農業委員の他に推進委員さんがいられますよね。当然、賃貸借も含めて斡旋的な業務が主なものになってこようかと思うんですよ。これ、推進委員さんは議案について現地調査等、されているんですかね。推進委員の職務として。ただ、詳細について、どうするという事は無いんだけどね、届出じゃ有りませんよって、農業委員会で審議して意見を求められても現場も見っていない、議案としてどうなんですかね。何か理由が有って議案にしなさいってことになっているんですかね。そうだったら、もう少し現地調査なりしないとね。ただ、それが無いと、書面だけで、有償か無償かは別としてですよ、要するに進行管理も含めて、今まで状況把握がされてないことになっちゃっているんだけど、ちょっと無責任な議案になっちゃっていると思ってるんだけど。その辺は、どうですか。

[事務局] 一つ、基盤法に、農用地利用集積計画なんですけども、市の方から事務委任を受けていまして、最終的には総会で諮って市の方で公告するという形になります。委員さんが言われたとおり、その前の話から引き続いてしまうんですけども、話として利用権を設定するので有れば、全部効率的利用ですか、それが図れていないと受けることはできない話の中で、本来で有れば、そうした調査も必要かと感じています。厚木市さんの話が先ほど出ましたが、年に1回の利用状況調査というものが有るのですが、それ以外で、年数回やられるようです。そうしたことも、今後、委員さんの皆さんと協議をさせていただければと思っております。

[A委員] 利用増進ということは、制度的には良いことだと思うんです。ただ、借り主が借りたのはいいけど放置してしまう。たまたま、無農薬農園をされ、そこから虫が出て困っているという話が出ているところも有るわけです。そうすると、借りた人も責任を持って耕作をしてもらうことは有難いことなんだけどね、ただ、せつかくのいい制度が、下手すると悪法になっちゃって、野放しになっちゃって、今まで農家じゃ無い人が、農地を管理しないで手放しちゃう。そうすると、最初は農業したけど、すこしやって放置してしまう。野放しな制作になっていってしまうような気がして仕方が無いので、敢えて質問をさせていただきました。

[事務局] 平成30年度から新制度に移行しまして、周囲の状況など見ながら手探りでやってきまして、総会の場にもなるべく出ていただいて、必要が有れば意見を述べていただいて。

[A 委員] 議決権は無いけど、意見を述べることはできますからね。報告くらいしてもらっても、良いんじゃないですかね。ただ、実態も知らないで良いか悪いかを判断するなんて、無責任な話になっちゃいますからね。だったら、推進委員さんたちが調査をされてね、その結果報告なりをされれば、「この貸借については問題ないよ」といったことを言っていたかないと、せっかくの推進委員制度が活用されていないんじゃないですかね。検討をお願いします。

[議長] 他に、何かございませんですか。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議長] 議案第4号の1から14については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の1から14については、「出願のとおり承認する」といたします。

[議長] 続きまして、議案第4号の15についての審議及び議決にあたりましては、関係農業委員である「3番」農業委員の退席をお願いいたします。

【 関係農業委員 退席 】

[議長] それでは審議に入ります。

[議長] 議案第4号の15について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 特に、ございませんですか。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議長] 議案第4号の15については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の15については、「出願のとおり承認する」といたします。

[議長] ここで、関係農業委員の入場を認めます。

【 関係農業委員 入場 】

[議長] 続きまして、議案第4号の16から29について、何か御質問・御意見がございましたら

ら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。

[議 長] 議案第4号の16から29については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の16から29については、「出願のとおり承認する」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第5号、令和3年度農林業施策及び予算に関する要望事項についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第5号、令和3年度農林業施策及び予算に関する要望事項について。議案書25頁をお開きください。こちらは、神奈川県知事に対する令和3年度の農林業施策及び予算に対する要望事項になります。この要望につきましては、「農業委員会等に関する法律」の第38条に、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」ということが定められており、その規程に基づき行うものです。本議案は承認されますと、中地方農業委員会連合会で取りまとめ、調整をした後、県農業会議へ送られることとなります。

1月の全員協議会、2月の農政部会、2月の全員協議会で皆さまにお諮りさせていただき、御意見等を集約いたしましたもので、当時、皆さまにお示しさせていただきましたものから変更点はございません。本来であれば、今月に農政部会及び全員協議会の場でお諮りさせていただき、今回の総会に上程させていただく訳でございますが、昨今のコロナウィルスの蔓延防止の観点から会議等を中止させていただき、本日、上程をさせていただきました。体裁につきましては、先月の総会でお諮りさせていただきました「令和3年度税制改正要望事項」と合わせました。各項目の上段が修正前、下段が修正後で、修正箇所は、二重下線の部分です。それでは、説明に入ります。

はじめに、「1. 農地の保全と有効利用対策」ですが、修正等の内容といたしましては、項目を別立てして②・③とし、文言の整理と内容の補強修正となります。

次の「2. 担い手・経営対策」ですが、修正等内容といたしましては、内容の補強修正と、③の一つ目・二つ目の丸は県では無く市への要望に変更となります。

次の「3. 農業委員会組織の堅持と活動対策」と「4. 鳥獣害対策」ですが、修正内容等といたしましては、文言の整理と内容の補強修正となります。

お時間の関係もございますので、修正後の内容につきましては、お目通しをお願いいたします。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第5号について、何か御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 特に、ございませんか。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第5号については、「原案のとおりとする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおりとする」ことといたします。

[議長] 以上を持ちまして、第26回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

[事務局長] ありがとうございました。次回の総会は、5月27日、水曜日となります。あわせまして、本日、いつもの会議室がコロナウイルス対策本部等の関係で会場が変更となりました。来月におきましても、状況がどう推移するか判りませんので、会場につきましては、御通知の中で御案内をさせていただきます。よろしく願いいたします。

【 11時20分 終了 】

令和2年4月27日